

毒ガス弾処理訴訟は虚偽から始まった

「日本の責任」は大きな疑問——事実解明を急げ

現代史と国際法を無視した判決

旧日本軍が戦争中に中国に持ち込んだ毒ガス弾が、戦後、中国人に被害を与えたという損害賠償訴訟で、去る九月二十九日、東京地裁は原告十三人に約一億九千万円を支払うよう国に命じました(現在、国は控訴)。

判決によると「国は(毒ガス弾の)調査や回収を中国政府に申し出ることが可能で、被害防止のための措置を委ねる作為義務を怠った」というのがその理由です。果たしてそうでしょうか。

大東亜戦争敗戦時に受諾したポツダム宣言には、降伏の条件の一つとして「完全なる武装解除」がありました。降伏に関しては旧満州、万里の長城以北の部隊はソ連軍に、その他の中国内部部隊は中国軍に降伏するように、大本営が命令を下しました。その時点で日本軍は毒ガス弾を含むすべての武器・弾薬、施設をソ連軍または中国軍に没収され、日本国、日本軍は所有権、管理権が及ばなくなりました。

村山首相、河野外相時代に「日本による処理」を約束

平成七年四月に批准された化学兵器禁止条約(時の外務大臣は河野洋平)では「一九二五年以降、いずれかの国が他の国の領域内に、その国の同意を得ないで、遺棄した化学兵器を遺棄化学兵器」といつ「趣旨の定義をしています。

いま中国の国内にある旧日本軍の毒ガス弾は「中国の同意を得ないで遺棄した」ものではなく、ポツダム宣言という国際法に則って連合軍に没収されたわけですから、「遺棄化学兵器」には該当しません。

武装解除された旧日本軍の武器・弾薬の管理責任も当然、中国側に移っているのです。となると、遺棄したのは旧日本軍ではなく、ソ連軍あるいは中国軍である可能性が大きいと思われる。

これ以上、不毛の対中援助を繰り返すな

わが国による中国内における遺棄化学兵器の発掘作業は、すでに進められています。現時点ですでにこの「戦後補償事業」は中国政府とりわけ人民解放軍にとって、大きな収入源と化しつつあります。旧満州である吉林省のハルバ嶺に大型化学兵器処理プラントの建設が計画されていますが、総額五千億円以上といわれる大事業です。ところが旧満州といえば、冬ともなれば凍土での作業は思うに任せず、広い道路も無く、期間は予測もつかない上、今後の人件費(作業員、人民解放軍への日当・危険手当)などを考えあわせると「ブラックホールに際限なく資金を投入している(現地の日本企業関係者談)ことになるのは明らかです。

我が国政府は、まず事実関係を冷静に検証すべきであり、不当な中国からの要求には、決して安易に応じるはなりません。



歴史認識問題に次いで、わが国に対する新手の恐喝手段を相談する江沢民 党中央軍事委主席(左)と胡錦濤 総書記

新風は、ムダな対中援助・借款の洗い直しを主張する政党です

維新政党・新風本部

ホームページ <http://www.shimpu.jp/org/>

〒604-0912 京都市中京区二条通河原町東入
京都書店会館2F

TEL.075-256-1545 FAX.075-241-2193

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-7-5
麹町ロイヤルビル401号

TEL.03-3263-7591 FAX.03-3263-8790